

あっせん委員運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の3の規定により知事が任命するあっせん委員の組織及び運営に関し、土地収用法及び同法施行令その他の規定による定めがあるもののほか必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 あっせん委員は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) あっせん案の作成及び提示に関すること。
- (2) あっせん案を作成するために必要な調査を行うこと。
- (3) その他あっせんを行うために必要なこと。

(組織)

第3条 あっせん委員は、土地収用法第15条の3の規定により、事件ごとに知事が任命した5人の委員で組織する。

- 2 あっせん委員は、当該事件について、知事に土地収用法第15条の5第1項の規定による報告をしたときに退任する。

(委員長)

第4条 あっせん委員に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、あっせん委員を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長の指定するあっせん委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 あっせん委員の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、あっせん案を作成するときは、委員全員の一致により決するものとする。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議に当事者及びその他委員以外の者の出席を求めることができる。

(報酬)

第6条 あっせん委員が職務に従事したときは、土地収用法によるあっせん委員及び仲裁委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年10月4日条例第62号）（以下「報酬及び費用弁償に関する条例」という。）の規定により、報酬を支給する。

(費用弁償)

第7条 あっせん委員が職務を行うため旅行したときは、報酬及び費用弁償に関する条例の規定により旅費を支給する。

(庶務)

第8条 あっせん委員の庶務は、土木部用地課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、あっせん委員の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年11月21日から施行する。

(招集の特例)

2 あっせん委員の任命後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、土木部用地課長が招集する。

(施行期日)

3 この規程は、令和4年4月1日から施行する。